



平成28年度

情報公開制度及び個人情報保護制度
の実施状況

越谷市総務部総務課

目 次

第 1 はじめに

- 1 情報公開制度について…………… 1
- 2 個人情報保護制度について…………… 2

第 2 情報公開制度の実施状況

- 1 公開請求の件数及び処理状況…………… 5
- 2 非公開決定等の理由…………… 6
- 3 公開請求の個別の処理状況…………… 7

第 3 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報取扱事務の状況…………… 1 7
- 2 保有個人情報の目的外利用等の状況…………… 1 7
- 3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況…………… 1 9
- 4 不開示決定等の理由…………… 2 0
- 5 開示請求の個別の処理状況…………… 2 0
- 6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況…………… 2 0

第 4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審査会…………… 2 4
- 2 不服申立ての処理状況…………… 2 4
- 3 審査会の開催状況…………… 2 4
- 4 審査会答申…………… 2 5

第 5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審議会…………… 3 2
- 2 審議会への意見照会の状況…………… 3 2
- 3 審議会の開催状況…………… 3 3
- 4 意見照会書及び審議会答申…………… 3 4

第6	越谷市個人情報保護条例の改正状況	59
1	改正の理由	59
2	改正の概要	59
3	新旧対照表	59

資料

	越谷市情報公開条例	62
	越谷市個人情報保護条例	66
	越谷市長が保有する情報の提供に関する規程	74

第1 はじめに

1 情報公開制度について

(1) 制度の目的

情報公開制度とは、市が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求により公開し、市民と市が市政に関する情報を共有する制度です。市の行政活動について説明する責任を全うするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

(2) 条例について

本市の情報公開制度は、越谷市情報公開条例に基づき運用しています。本条例は、平成11年10月1日に試行しており、その後、5回の改正が行われ、現行条例は、平成28年4月1日から施行しています。

(3) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

(4) 情報公開制度の対象となる公文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、電磁的記録などで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次のものは除きます。

ア 広報こしがや、新聞、市販の書籍など、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(5) 公文書の公開を請求できる方

どなたでも請求することができます。

(6) 公開請求の受付から決定まで

情報公開センターで職員と相談の上、請求書に公文書の名称又は内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から原則として15日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

(7) 公文書の公開義務

実施機関は、請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる非公開

情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければなりません。

〔非公開情報〕（※越谷市情報公開条例第7条各号に定められています。）

第1号 個人に関する情報

第2号 法人等に関する情報

第3号 国等との協力関係等に関する情報

第4号 公共等の安全等に関する情報

第5号 審議、検討又は協議に関する情報

第6号 事務又は事業に関する次に掲げる情報であつて、公開することにより、公正な行政運営を阻害するもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの

ウ 調査研究に係る事務に関するもの

エ 人事管理に係る事務に関するもの

オ アからエまでに掲げる以外のもの

第7号 法令秘情報

(8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

(9) 公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

(10) 審査請求

公開決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

2 個人情報保護制度について

(1) 制度の目的

個人情報保護制度とは、市が保有している個人情報の開示・訂正等をご本人の請求により行う制度です。また、市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政を一層推進していくことを目的としています。

(2) 条例について

本市の個人情報保護制度は、越谷市個人情報保護条例に基づき運用しています。本条例は、平成13年4月1日に試行しており、その後、6回の改正が行われ、現行条例は、平成29年5月30日から施行しています。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、情報公開制度と同じです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社
--

(4) 個人情報の定義

ア 個人情報：個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいいます。

イ 保有個人情報：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。ただし、公文書に記録されているものに限りません。

(5) 保有個人情報の開示・訂正等を請求できる方

どなたでもご本人の個人情報の開示・訂正等を請求することができます。

(6) 開示・訂正等の請求の受付から決定まで

開示、訂正、利用の停止、消去又は提供の停止の請求ができます。

情報公開センターで職員と相談の上、個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、個人情報のご本人であることを確認するための書類(運転免許証、旅券など)の提出又は提示が必要になります。また、訂正の場合には、ご本人であることを確認するための書類のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出又は提示が必要になります。

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があった日から15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

(7) 保有個人情報の開示義務

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示しなければなりません。

[不開示情報] (※越谷市個人情報保護条例第15条各号に定められています。)

- | | |
|-----|--|
| 第1号 | 開示請求者以外の者に関する情報 |
| 第2号 | 個人の評価、診断、判定等に関する情報 |
| 第3号 | 国等との協力関係等に関する情報 |
| 第4号 | 公共等の安全等に関する情報 |
| 第5号 | 審議、検討又は協議に関する情報 |
| 第6号 | 事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、開示することにより、
公正な行政運営を阻害するもの |
| ア | 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの |
| イ | 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの |
| ウ | 調査研究に係る事務に関するもの |
| エ | 人事管理に係る事務に関するもの |
| オ | アからエまでに掲げる以外のもの |
| 第7号 | 法令秘情報 |

(8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

(9) 開示・訂正等に要する費用

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

(10) 審査請求

開示決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

第2 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく平成28年度の公開請求の件数は66件で、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。

公開請求の対象となった公文書数は226文書で、その内訳は表2のとおりです。なお、部分公開を含め、文書不存在等による非公開、取下げを除いた公開率は100%となっています。

また、請求者の区分別件数は表3、課別の処理状況は表4のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況

実施機関	請求件数	処理件数	処理状況							取下げ
			公開	部分公開	非公開					
						非公開	存否不回答	不存在	その他	
市長	61	66	5	52	8	0	0	7	1	1
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	2	3	0	0	3	0	0	2	1	0
固定資産評価審査委員会	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
議会	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	66	72	5	55	11	0	0	9	2	1

※1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しないことがあります。

表2 請求のあった実施機関別の公開請求の対象となった公文書数

実施機関	処理状況			合計公文書数
	公開決定した公文書数	部分公開決定した公文書数	非公開決定した公文書数	
市長	8	200	0	208
固定資産評価審査委員会	0	8	0	8
議会	0	10	0	10
合計公文書数	8	218	0	226

※文書不存在、その他による非公開決定は除きます。

表3 請求者の区分別件数

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	19
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	10
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0
市内に存する学校に在学する者	0
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	0
その他上記に掲げる以外のもの	37
合計	66

表4 課別の処理状況

課名	請求 件数	処 理 件 数	処理状況							取 下 げ
			公開	部分 公開	非 公開					
						非公開	存否 不回答	不存在	その他	
政策課	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
資産税課	2	4	1	1	2	0	0	1	1	0
法務課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
総務課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
市民活動支援課	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
生活福祉課	1	2	0	1	1	0	0	1	0	0
子ども育成課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
国民健康保険課	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0
リサイクルプラザ	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
道路総務課	3	3	0	1	2	0	0	2	0	0
治水課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
維持管理課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
公園緑地課	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
開発指導課	34	35	0	34	1	0	0	1	0	0
建築住宅課	6	7	0	6	1	0	0	1	0	0
市立病院庶務課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
議事課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	2	3	0	0	3	0	0	2	1	0
固定資産評価審査委員会	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
消防本部予防課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
合計	66	72	5	55	11	0	0	9	2	1

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表5のとおりです。

表5 非公開又は部分公開の理由

理 由	件 数
個人に関する情報（第7条第1号）	50
法人等に関する情報（第7条第2号）	7
国等との協力関係等に関する情報（第7条第3号）	0
公共の安全等に関する情報（第7条第4号）	43
審議、検討又は協議に関する情報（第7条第5号）	0
事務又は事業に関する情報（第7条第6号）	0
法令秘情報（第7条第7号）	0
存否不回答（第10条）	0
文書不存在	9
その他	2
合 計	111

※1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しないことがあります。

「その他」の2件については、手数料を受けて交付している文書、窓口等で閲覧可能な文書で、条例の適用の対象外であるものです。

3 公開請求の個別の処理状況

公開請求の個別の処理状況は表6のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報については、「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続によることなく、積極的に情報提供をしています。

また、請求があったものでも、簡易迅速に対応できるときは、情報公開請求を取り下げいただき、速やかな情報の提供に努めています。この場合、個別の処理状況の「備考」欄に明記してありますが、取下げ1件については情報提供で対応したものとなっています。

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
1	4/1	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年3月1日～平成28年3月31日届出分	開発指導課	4/14	平成28年3月1日～平成28年3月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計65件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	
2	4/4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年3月1日～平成28年3月31日届出分	開発指導課	4/14	平成28年3月1日～平成28年3月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計65件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	
3	4/21	トレーラーハウス設置報告書のうち、特殊車両通行許可証（関東地方整備局発行のもの） （場所等特定）	建築住宅課	5/6	特殊車両通行許可申請書（新規）（平成25年8月22日付け）	部分公開	第7条第1号第2号	・担当者名 ・取引先事業者の名称、住所及び電話番号 ・取引先事業者の住所に関する記載 ・車両番号、車名及び型式	
4	4/21	農地法第5条の1に基づく、農地転用事実確認願、農地転用事実確認証明書 （場所等特定）	農業委員会事務局	5/2	農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る、農地転用事実確認願及び農地転用事実確認証明書	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
5	4/21	農地法第5条の1に基づく、交付証明書（届出及び許可を受けたという証明、受付証明書） （場所等特定）	農業委員会事務局	5/2	農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る交付証明書（届出及び許可を受けたという証明）	非公開	その他	非公開理由：対象文書は、一般に容易に入手することができるものであり、本条例の適用の対象外であるため。	
					農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る受付証明書	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
6	5/6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年4月1日～平成28年4月28日届出分	開発指導課	5/20	平成28年4月1日～平成28年4月28日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計58件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
7	5/11	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年4月1日～平成28年4月30日届出分	開発指導課	5/20	平成28年4月1日～平成28年4月28日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計58件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	
8	5/12	最新の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（場所等特定）	消防本部予防課	5/26	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（越消予点E第4号 受付26.4.24）	部分公開	第7条第1号第2号第4号	・個人の氏名 ・資格の交付番号 ・点検結果に関する記載 ・点検者の名称、住所、電話番号及び登録番号 ・法人の印影 個人の印影（市の職員の印影を除く）	
9	5/23	平成26年、平成27年に、託児所に対し実施した立入調査日を特定できる文書（場所等特定）	子ども育成課	6/3	・認可外保育施設立入調査書表紙 ・認可外保育施設立ち入り調査結果表（担当調整後）表紙 （場所等特定）	部分公開	第7条第1号	保育士の氏名	
10	5/30	平成28年度国民健康保険診療報酬明細書内容点検業務委託・平成28年度国民健康保険柔道整復療養費支給申請書点検業務委託における 1入札説明書 2入札・見積合わせ参加業者及び各業者の応札金額 3仕様書 4契約書及び契約金額	国民健康保険課	6/13	平成28年度国民健康保険診療報酬明細書内容点検業務委託・平成28年度国民健康保険柔道整復療養費支給申請書点検業務委託における 1入札説明書 2入札・見積合わせ参加業者及び各業者の応札金額 3仕様書 4契約書及び契約金額	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
11	5/30	越谷市固定資産評価審査委員会名簿及びその他経歴がわかる文書	固定資産評価審査委員会	6/13	・越谷市固定資産評価審査委員会委員名簿 ・越谷市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う後任委員の選任依頼について（伺い）（平成27年1月15日決裁）のうち、大沢昌太郎氏の略歴 ・越谷市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う後任委員の選任依頼について（伺い）（平成25年12月20日決裁）のうち、富永保氏の略歴 ・越谷市固定資産評価審査委員会委員候補者の推薦について（依頼）（平成27年1月26日付け越文法第153号）（写し）のうち、中村恭之氏の履歴書	部分公開	第7条第1号第4号	・委員の生年月日、学歴（インターネット上のホームページで公表しているものを除く）、住所、本籍地、出生地及び電話番号 ・履歴書のうち、事務所開設前の職歴 ・委員の署名及び印影	
12	6/3	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年5月1日～平成28年5月31日届出分	開発指導課	6/16	平成28年5月1日～平成28年5月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計60件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の印影 ・法人の印影	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
13	6/3	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年5月2日～平成28年5月31日届出分	開発指導課	6/16	平成28年5月2日～平成28年5月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なもの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計60件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の印影 ・法人の印影	
14	6/28	下記2件の金入り設計書、代価表、積算資料 平成26年度分 ・市道1130号線ほか32か所街路樹等管理委託 ・市道1050号線ほか30か所街路樹等管理委託	維持管理課	7/12	・街路樹等管理委託（市道1130号線）外32ヶ所の平成26年度委託設計書 ・街路樹等管理委託（市道1130号線）外32ヶ所の平成26年度委託設計書（変更1回目） ・街路樹等管理委託（市道1050号線）外30ヶ所の平成26年度委託設計書 ・街路樹等管理委託（市道1050号線）外30ヶ所の平成26年度委託設計書（変更1回目）	公開			
15	6/29	砂場清掃業務委託（北越谷第二公園外105か所）の金額入り設計書（平成28年度分）	公園緑地課	7/13	砂場清掃業務委託（北越谷第二公園外105か所）の平成28年度委託設計書	公開			
16	6/29	公園等管理委託（北越谷第五公園外7か所）の金額入り設計書（平成28年度分）	公園緑地課	7/13	公園等管理委託（北越谷第五公園外7か所）の平成28年度委託設計書	公開			
17	7/4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年6月1日～平成28年6月30日届出分	開発指導課	7/19	平成28年6月1日～平成28年6月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なもの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計58件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	
18	7/7	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年6月1日～平成28年6月30日届出分	開発指導課	7/19	平成28年6月1日～平成28年6月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なもの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計58件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	
19	7/14	関東運輸局より越谷市への、都市開発法に接触しないかの照会の文書及び市の回答文書（場所等特定）	開発指導課	7/28	一般貨物自動車運送事業の事業施設の設置について（伺い）（平成25年9月6日受付第88号）	部分公開	第7条第4号	間取りの部分	
20	7/14	平成25年度から平成28年度までの次の文書 1特殊車両通行認定申請書（様式第一）及び別記様式 2受付番号、年月日 3特殊車両通行認定書及び条件（場所等特定）	道路総務課	7/28	平成25年度から平成28年度までの次の文書 ・特殊車両通行認定申請書（様式第一）及び別記様式 ・受付番号、年月日 ・特殊車両通行認定書及び条件（場所等特定）	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
21	7/14	特殊車両通行許可協議 (場所等特定)	道路 総務課	7/28	特殊車両通行許可申請について(伺い)(平成25年10月8日決裁)	部分公開	第7条第1号第2号	・担当者名 ・取引先事業者の名称、住所、電話番号及びファックス番号 ・取引先事業者の住所に関する記載 ・車両番号、車名及び型式 ・自動車検査証 ・トレーラーハウスの製造番号	
22	7/19	一団地認定区域内の土地の取り扱いについて (場所等特定)	政策課	8/2	一団地認定区域内の土地の取り扱いについて(平成27年8月20日付 越企第312号)(場所等特定)	部分公開	第7条第4号	管理組合の印影	
23	7/25	直近の委員の選任に至った経緯及び理由がわかる文書(不動産鑑定士が選任されていない理由を含む)	固定資産評価審査委員会	8/4	・越谷市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う後任委員の選任依頼について(伺い)(平成27年1月15日決裁) ・越谷市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う後任委員の選任依頼について(伺い)(平成25年12月20日決裁) ・越谷市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う後任委員の選任に伴う想定質問の提出について(伺い)(平成27年1月27日決裁) ・越谷市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う後任委員の選任に伴う想定質問の提出について(伺い)(平成26年1月22日決裁)	部分公開	第7条第1号第4号	・委員の生年月日、学歴(インターネット上のホームページで公表しているものを除く)、住所、本籍地、出生地、個人の電話番号及びFAX番号 ・履歴書のうち、事務所開設前の職歴 ・委員の署名及び印影 ・埼玉県土地家屋調査士会越谷支部の印影	
24	7/25	・答申第12号(平成27年7月28日付け越情審査第35号)及び答申第13号(平成27年7月28日付け越情審査第36号)について、市長まで報告していることが分かる文書 ・前記答申第13号の答申後に行われた、答申についての会議内容及び文書管理規程に基づく保存年限が、変更されたことが分かる文書	資産 税課	8/5	公文書部分公開決定及び非公開決定に係る処分に関する異議申立てに対する決定並びに当該決定書の謄本及び公文書部分公開決定通知書(変更後)の送付について(伺い)(平成27年8月28日決裁)のうち、表紙	部分公開	第7条第1号	・異議申立人の住所及び氏名	
					答申第13号(越情審査第36号平成27年7月28日付け)の後に行われた答申についての会議の内容	非公開	不存在	非公開理由:対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
					答申第13号(越情審査第36号平成27年7月28日付け)の後に文書管理規程に基づく保存年限が変更されたことが分かる文書	非公開	その他	非公開理由:対象文書は、一般に容易に入手することができるものであり、本条例の適用の対象外であるため。	
25	8/3	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年7月1日～平成28年7月31日届出分	開発 指導課	8/17	平成28年7月1日～平成28年7月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 (※別紙がある場合は別紙を含む) 計61件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の印影 ・法人の印影	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
26	8/5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年7月1日～平成28年7月29日届出分	開発指導課	8/17	平成28年7月1日～平成28年7月29日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計61件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の印影 ・法人の印影	
27	8/12	平成26年度更新した電子カルテの契約書と仕様書	市立病院庶務課	8/24	貸借契約書（医療情報システム更新貸借（長期継続契約）契約日 平成26年7月16日）	部分公開	第7条第4号	法人の印影	
28	8/15	未利用地の取扱いに関する市からUR都市再生機構への要請文書（場所等特定）	政策課	8/22	一団地認定区域内の土地の取り扱いについて（平成27年8月20日付 越企第312号）（場所等特定）	部分公開	第7条第4号	管理組合の印影	
29	8/15	トレーラーハウス設置検査報告書の関東運輸局、日本トレーラーハウス協会との内容確認（場所等特定）	開発指導課	8/29	トレーラーハウス設置検査報告書の内容確認（日本トレーラーハウス協会との内容確認）	部分公開	第7条第1号第2号	・担当者名 ・取引先事業者の名称 ・トレーラーハウスの製造番号に関する記載	
					トレーラーハウス設置検査報告書の内容確認（関東運輸局との内容確認）	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
30	8/15	道路台帳（場所等特定）	道路総務課	8/29	道路台帳（場所等特定）	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
31	9/1	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年8月1日～平成28年8月31日届出分	開発指導課	9/15	平成28年8月1日～平成28年8月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計69件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の印影 ・法人の印影	
32	9/5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年8月1日～平成28年8月31日届出分	開発指導課	9/15	平成28年8月1日～平成28年8月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計69件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の印影 ・法人の印影	
33	9/20	ボランティア活動等災害補償制度に関する文書	市民活動支援課		※取下げ（9/20）				情報提供で対応
34	9/21	・建築事前協議申請書のうち、申請書の表紙、業務連絡表及び配置図 ・越谷市開発指導要綱に基づく協議書のうち、協議書の表紙、改築事前協議協力要請願、公図及び配置図（場所等特定）	開発指導課	10/5	・建築事前協議申請書のうち、申請書の表紙、業務連絡表及び配置図 ・越谷市開発指導要綱に基づく協議書のうち、協議書の表紙、改築事前協議協力要請願、公図及び配置図（場所等特定）	部分公開	第7条第1号第4号	・一級建築士の氏名 ・建築主の印影 ・開発者、建築主及び設計者（代理人）の印影 ・一級建築士の印影 ・協議書作成者（代理人）の印影	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
35	9/27	サービス付き高齢者向け住宅に関する次の文書 ・運営事業者から提出された事故報告書（2015年1月1日以降） ・全ての運営事業者から提出された運営状況等に係る最新の定期報告書 ・運営事業者から提出された事業の廃止届（2011年の制度開始以降のもので、廃止理由が記された別文書があれば、それも含む）	建築住宅課	10/11	・越谷市サービス付き高齢者向け住宅自主点検表 ・事故報告書 ・入居所様に関する状況及び対応報告書 ・状況報告書 （場所等特定）	部分公開	第7条第1号第4号	・施設の職員名及び利用者名 ・越谷市サービス付き高齢者向け住宅自主点検表の入居者の概要及び生活保護受給者数に関する記載 ・事故報告書の施設の名称、住所、電話番号、FAX番号、代表者名及び法人の名称、住所 ・事故対象者の氏名、性別、生年月日、年齢、要介護度、既往歴、病名、部屋番号 ・特定の個人が識別され得る事故内容、病状等の記載 ・医療機関の名称、住所、電話番号及び医師名 ・親族の氏名及び特定の個人が識別され得る続柄 ・行政書士の氏名 ・個人の印影（市の職員の印影を除く）及び署名 ・法人の印影	
					越谷市サービス付き高齢者向け住宅の廃止届出書	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
36	9/30	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年9月1日～平成28年9月30日届出分	開発指導課	10/14	平成28年9月1日～平成28年9月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計53件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・個人の印影	
37	10/4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年9月1日～平成28年9月30日届出分	開発指導課	10/14	平成28年9月1日～平成28年9月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計53件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・個人の印影	
38	10/5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年9月1日～平成28年9月30日届出分	開発指導課	10/14	平成28年9月1日～平成28年9月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計53件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・個人の印影	
39	10/25	越谷市の地番・筆界の現況（家屋があれば含む）を示す地図情報システムの更新業務委託における成果品としての最新データ又はこれに替わる地番・筆界等がわかる現況図データ	資産税課	11/8	越谷市全域における、筆界、地番、家屋図データ	公開			
40	11/1	新川都市下水路築造工事に伴う設計業務委託（28-1）の金入り設計書一式（開札日：平成28年7月26日）	治水課	11/15	新川都市下水路築造工事に伴う設計業務委託（28-1）の平成28年度委託設計書	公開			

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
41	11/1	最新の文書保管の外部委託契約内容の判る文書	総務課	11/4	・業務委託契約書（文書保存委託（単価・長期継続契約）（契約日 平成26年1月14日） ・委託変更契約書（文書保存委託（単価・長期継続契約）（契約日 平成28年3月31日）	部分公開	第7条第4号	法人の印影	
42	11/2	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年10月3日～平成28年10月31日届出分	開発指導課	11/16	平成28年10月3日～平成28年10月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計68件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の印影 ・法人の印影	
43	11/4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年10月1日～平成28年10月31日届出分	開発指導課	11/16	平成28年10月1日～平成28年10月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計68件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の印影 ・法人の印影	
44	11/11	マンション自治会の廃品回収の助成金 1年分（27、28年度分）（場所等特定）	リサイクルプラザ	11/24	越谷市資源回収奨励補助金交付決定兼額確定通知書（場所等特定）	部分公開	第7条第1号	個人の氏名	
45	11/14	越谷市まちの整備に関する条例に基づく手続において、提出された計画図面（配置図、緑化図、雨水抑制等）一式（直近の申請のもの）（場所等特定）	開発指導課	11/28	開発行為等事前協議書において提出された計画図面（配置図、緑化図、雨水抑制等）一式（場所等特定）	部分公開	第7条第1号第4号	・担当者の氏名及び建築士の登録番号 ・個人の印影 ・図面のうち、間取りの部分	
46	11/21	資源回収補助金の申請書類と添付書類、確定通知書（～2016年度まで）で現在あるもの（場所等特定）	リサイクルプラザ	12/5	・越谷市資源回収奨励補助金交付申請書 ・越谷市資源回収実績報告書 ・越谷市資源回収奨励補助金交付決定兼額確定通知書（場所等特定）	部分公開	第7条第1号第2号第4号	・個人の氏名、住所及び電話番号 ・資源回収業者による買取単価及び金額 ・資源回収実施団体の印影 ・資源回収業者の印影	
47	12/1	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年11月1日～平成28年11月30日届出分	開発指導課	12/13	平成28年11月1日～平成28年11月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計69件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の印影 ・法人の印影	
48	12/5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年11月1日～平成28年11月30日届出分	開発指導課	12/13	平成28年11月1日～平成28年11月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計69件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の印影 ・法人の印影	
49	12/5	建設リサイクル法に基づく解体に関する届出のうち、元請・下請業者名（個人名は除く）、住所及び現場住所 平成28年4月1日～平成28年11月30日届出分	建築住宅課	12/19	建設リサイクル法解体届出等 台帳 （受付年月日：平成28年4月1日～11月30日）	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（但し、法人の代表者等の氏名及び施行業者の担当者の氏名は除く） ・個人の電話番号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
50	1/6	高等裁判所判決及び同事件の原審である地方裁判所判決に係る各判決文（事件名特定）	法務課	1/19	・地方裁判所判決に係る判決文 ・高等裁判所判決に係る判決文 （判決日等特定）	部分公開	第7条第1号	・事件番号 ・原告、控訴人の氏名及び住所 ・原告、控訴人の母の氏名	
51	1/10	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年12月1日～平成28年12月31日届出分	開発指導課	1/23	平成28年12月1日～平成28年12月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計54件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・個人の住所 ・個人の印影 ・法人の印影	
52	1/13	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年12月1日～平成28年12月28日届出分	開発指導課	1/23	平成28年12月1日～平成28年12月28日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計54件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・個人の住所 ・個人の印影 ・法人の印影	
53	1/19	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成28年12月1日～平成29年1月18日届出分	開発指導課	1/31	平成28年12月1日～平成29年1月18日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計88件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・個人の氏名、住所及び肩書きのうち、公開されていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	
54	1/20	無料定額宿泊所に関する次の文書 ・施設ごとの概要と団体全体と施設ごとの収支が分かる遡及可能な書類一式 ・別団体、個人と結んだ契約内容が分かる書類一式 ・指導内容と改善内容が分かる書類一式 ・関係者とのやりとりを記録した文書 （場所等特定）	生活福祉課	2/3	・中核市移行に当たり埼玉県から引き継いだ施設台帳のうち、「第二種社会福祉事業開始届出の受理について」、「第二種社会福祉事業に対する検査指導要項」、「指導事項及び回答書」 ・「住宅扶助限度額の改定について（依頼）」の報告 ・第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）に対する実地検査の結果について（伺い） ・平成27年度の収支報告書及び貸借対照表 ・被保護者等住居・生活サービス提供事業変更届出書の受理について ・越谷市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第7条の規定に基づき提出の 団体全体の収支が分かる遡及可能な書類一式（場所等特定）	部分公開	第7条第1号第2号第4号	・入所者の氏名、年齢、入居前居住地及び居室号室 ・施設の担当者の氏名、住所及び電話番号 ・個人の履歴及び心身に関する情報 ・連帯保証人の住所及び氏名 ・取引先事業者の名称、住所、代表取締役の氏名及び銀行口座 ・定期建物賃貸借契約の賃料及び礼金の額 ・個人の印影 ・法人の印影 ・施設の平面図	
						非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
55	1/27	建設リサイクル法解体届出等台帳の写し 平成28年12月1日～平成29年1月27日受付分	建築住宅課	2/9	建設リサイクル法解体届出等台帳 （受付年月日：平成28年12月1日～平成29年1月27日）	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（但し、法人の代表者等の氏名及び施行業者の担当者の氏名は除く） ・個人の電話番号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
56	2/3	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年1月1日～平成29年1月31日届出分	開発指導課	2/14	平成29年1月1日～平成29年1月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計62件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・個人の氏名、住所及び肩書きのうち、公開されていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	
57	2/3	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） 平成29年1月19日～平成29年2月3日届出分	開発指導課	2/13	平成29年1月19日～平成29年2月3日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計15件	部分公開	第7条第1号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名	
58	2/10	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年1月4日～平成29年1月31日届出分	開発指導課	2/16	平成29年1月4日～平成29年1月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計62件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・個人の氏名、住所及び肩書きのうち、公開されていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	
59	2/22	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） 平成29年2月4日～平成29年2月21日届出分	開発指導課	3/3	平成29年2月4日～平成29年2月21日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計15件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	
60	3/2	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年2月1日～平成29年2月28日届出分	開発指導課	3/13	平成29年2月1日～平成29年2月28日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計58件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	
61	3/3	建設リサイクル法解体届出等台帳の写し 平成29年1月28日～3月3日受付分	建築住宅課	3/14	建設リサイクル法解体届出等台帳 （受付年月日：平成29年1月28日～3月3日）	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（但し、法人の代表者等の氏名及び施行業者の担当者の氏名は除く） ・個人の電話番号	
62	3/6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年2月1日～平成29年2月28日届出分	開発指導課	3/13	平成29年2月1日～平成29年2月28日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計58件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
63	3/13	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） 平成29年2月22日～平成29年3月13日届出分	開発指導課	3/24	平成29年2月22日～平成29年3月13日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計14件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・個人の印影	
64	3/24	平成27年度分領収書類全般（議員名特定）	議事課	4/7	議員の平成27年度政務活動費収支報告について（議員名特定）	部分公開	第7条第1号第2号第4号	・法人の担当者の氏名（市職員を除く） ・議員の家電量販店における会員番号 ・クレジットカードの種別及び番号 ・個人の取引金融機関の名称、口座番号が分かる部分 ・法人の取引金融機関の名称、口座番号が分かる部分 ・個人の印影 ・法人の印影	
65	3/28	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） 平成29年3月14日～平成29年3月28日届出分	開発指導課	4/6	平成29年3月14日～平成29年3月28日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計11件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当者の氏名 ・法人の印影	
66	3/30	建設リサイクル法解体届出等台帳の写し 平成29年3月6日～3月30日受付分	建築住宅課	4/12	建設リサイクル法解体届出等台帳 （受付年月日：平成29年1月28日～3月3日）	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（但し、法人の代表者等の氏名及び施業者の担当者の氏名は除く） ・個人の電話番号	

第3 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書等をあらかじめ市長に届け出なければなりません。

この個人情報取扱事務開始届出書等は、情報公開センターで閲覧することができます。

平成28年度末の届出件数は1,621件となっています。実施機関別及び課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表7のとおりです。

2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（外部提供）が原則禁止されています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

平成28年度末時点の目的外利用は877件で、外部提供は752件となっています。実施機関別及び課別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表7のとおりです。

※ 外部提供については、平成28年度分から、事務ごとではなく、外部提供先ごとに集計しております。

表7 個人情報取扱事務の届出、目的外利用等の状況

(平成29年3月31日現在)

実施機関及び課	開始届出件数	目的外利用件数	外部提供件数
市長	1,221	779	624
秘書課	7	4	3
政策課	16	15	5
公共施設マネジメント推進課	10	4	2
広報広聴課	20	6	10
人権・男女共同参画推進課	17	0	8
財政課	6	0	0
行政管理課	6	2	1
情報推進課	1	1	0
市民税課	8	21	47
資産税課	10	18	6
収納課	8	13	14
法務課	5	0	4
総務課	12	0	10
人事課	17	2	12
安全衛生管理課	14	4	6
契約課	10	1	2
工事検査課	3	0	3
庁舎管理課	12	1	1
市民活動支援課	29	1	8
危機管理課	19	8	5
くらし安心課	29	4	14
市民課	31	17	20
北部出張所	0	0	0
南部出張所	0	0	0
福祉推進課	34	15	15
福祉指導監査課	1	0	0
生活福祉課	13	61	60
障害福祉課	59	62	47
地域包括ケア推進課	18	20	10
介護保険課	23	27	18
臨時福祉給付金室	1	4	1
子育て支援課	65	146	38
子ども育成課	26	22	12
青少年課	29	5	5
地域医療課	16	5	8
市民健康課	30	24	15
国民健康保険課	48	37	50
保健総務課	28	1	4
生活衛生課	50	1	7
衛生検査課	0	0	0
環境政策課	35	16	18
リサイクルプラザ	26	6	7

実施機関及び課	開始届出件数	目的外利用件数	外部提供件数
産業廃棄物指導課	17	1	0
産業支援課	22	7	8
観光課	11	0	0
農業振興課	42	26	5
道路総務課	12	6	0
道路建設課	25	31	8
治水課	10	8	2
下水道課	14	8	5
営繕課	1	5	0
維持管理課	3	0	0
都市計画課	30	57	16
市街地整備課	21	12	13
公園緑地課	13	5	1
開発指導課	6	6	2
建築住宅課	37	17	12
市立病院庶務課	62	2	17
市立病院医事課	43	4	26
出納課	6	0	0
消防本部総務課	9	4	3
消防本部予防課	21	3	4
消防本部警防課	8	0	0
消防本部救急課	3	0	0
消防本部指令課	6	2	1
消防署本署	7	1	5
議会	21	0	9
教育委員会	250	54	70
教育総務課	11	20	7
生涯学習課	96	11	30
スポーツ振興課	26	0	12
図書館	25	0	0
学校管理課	11	1	1
学務課	45	15	13
指導課	17	2	5
給食課	5	2	0
教育センター	14	3	2
選挙管理委員会	25	7	10
監査委員	3	1	2
公平委員会	4	2	1
農業委員会	34	17	13
固定資産評価審査委員会	2	1	0
土地開発公社	20	11	10
施設管理公社	41	5	13
合計	1,621	877	752

3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく平成28年度の公開請求の件数は31件で、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表8のとおりです。

公開請求の対象となった公文書数は61文書で、その内訳は表9のとおりです。なお、部分開示を含め、文書不存在による不開示を除いた開示率は100%となっています。

また、課別の処理状況は表10のとおりです。

表8 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関	請求件数	処理件数	処理状況							取下げ
			開示	部分開示	不開示					
						不開示	存否 不回答	不存在	その他	
市長	28	34	12	15	7	0	0	7	0	0
教育委員会	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	31	37	12	18	7	0	0	7	0	0

※1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しないことがあります。

表9 請求のあった実施機関別の開示請求の対象となった公文書数

実施機関	処理状況			合計 公文書数
	開示決定した 公文書数	部分開示決定 した公文書数	不開示決定し た公文書数	
市長	28	27	0	55
教育委員会	0	6	0	6
合計公文書数	28	33	0	61

※ 文書不存在による不開示決定は除きます。

表10 課別の処理状況

課名	請求件数	処理件数	処理状況							取下げ
			開示	部分開示	不開示					
						不開示	存否 不回答	不存在	その他	
広報広聴課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
収納課	2	2	0	0	2	0	0	2	0	0
くらし安心課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
市民課	9	9	3	2	4	0	0	4	0	0
介護保険課	5	9	5	4	0	0	0	0	0	0
子育て支援課	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0
子ども育成課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
国民健康保険課	2	2	1	0	1	0	0	1	0	0
環境政策課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
治水課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0

表 1 0 課別の処理状況

課名	請求 件数	処理 件数	処理状況							取 下げ
			開示	部分 開示	不 開 示					
						不開示	存否 不回答	不存在	その他	
指導課	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0
谷中分署	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
間久里分署	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	32	36	11	18	7	0	0	7	0	0

※1件の請求で複数の課が対象となる場合は、1件に対し複数の課による決定が行われることがあるため、実施機関別の開示請求件数と課別の開示請求件数は一致しないことがあります。

4 不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、表 1 1 のとおりです。

表 1 1 不開示又は部分開示の理由

理 由	件 数
開示請求者以外の者に関する情報（第 1 5 条第 1 号）	12
個人の評価、相談、指導等に関する情報（第 1 5 条第 2 号）	2
国等との協力関係等に関する情報（第 1 5 条第 3 号）	0
公共の安全等に関する情報（第 1 5 条第 4 号）	8
審議、検討又は協議に関する情報（第 1 5 条第 5 号）	0
事務又は事業に関する情報（第 1 5 条第 6 号）	7
法令秘情報（第 1 5 条第 7 号）	0
存否不回答（第 1 8 条）	0
文書不存在	7
合 計	36

※1件の決定に、複数の不開示理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しないことがあります。

5 開示請求の個別の処理状況

開示請求の個別の処理状況は表 1 2 のとおりです。

6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

平成 2 8 年度は、保有個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

表 1 2 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の内容	不開示の理由	不開示部分	備考
1	4/8	・いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生について（報告） ・いじめ事案に係る調査報告について（報告）	指導課	4/22	・いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生について（報告） ・いじめ事案に係る調査報告について（報告）	部分開示	第15条第1号第6号オ	・医療機関名 ・保護者名 ・個人の住所 ・転居した日 ・転居先の情報 ・負傷・損害等の程度に関する記載 ・事故・事案の概要 ・開示請求者以外の発言・相談内容等の部分（ただし、開示請求者が把握している内容を除く） 他	
2	4/8	・いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生について（報告） ・いじめ事案に係る調査報告について（報告）	指導課	4/22	・いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生について（報告） ・いじめ事案に係る調査報告について（報告）	部分開示	第15条第1号第6号オ	・医療機関名 ・保護者名 ・個人の住所 ・転居した日 ・転居先の情報 ・負傷・損害等の程度に関する記載 ・事故・事案の概要 ・開示請求者以外の発言・相談内容等の部分（ただし、開示請求者が把握している内容を除く） 他	
3	4/8	・いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生について（報告） ・いじめ事案に係る調査報告について（報告）	指導課	4/22	・いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生について（報告） ・いじめ事案に係る調査報告について（報告）	部分開示	第15条第1号第6号オ	・医療機関名 ・保護者名 ・個人の住所 ・転居した日 ・転居先の情報 ・負傷・損害等の程度に関する記載 ・事故・事案の概要 ・開示請求者以外の発言・相談内容等の部分（ただし、開示請求者が把握している内容を除く） 他	
4	6/2	救急活動記録票（日付特定）	谷中分署	6/9	救急活動記録票（日付特定）	部分開示	第15条第4号	医師の署名	
5	6/3	保育日誌、保育計画等（日付特定）	子ども育成課	6/17	・保育日誌 ・保育指導計画 ・巡回指導会議録 ・ケース会議録（日付特定）	部分開示	第15条第1号	・本人以外の幼児の氏名 ・本人以外の幼児に関する個別記録や評価にかかる部分	
6	6/28	育児に関する相談記録	子育て支援課	7/12	・調査票 ・相談受付記録票 ・指導援護記録票	部分開示	第15条第1号第2号第6号オ	・開示請求者以外の者の相談に関する部分（ただし、開示請求者が把握している内容を除く） ・相談員等の所見、評価、指導方針等の部分（ただし、開示請求者が把握している内容を除く） 他	
7	6/28	育児に関する相談記録	子育て支援課	7/12	・調査票 ・相談受付記録票 ・指導援護記録票	部分開示	第15条第1号第6号オ	・開示請求者以外の者の相談に関する部分（ただし、開示請求者が把握している内容を除く） ・相談員等の所見、評価、指導方針等の部分（ただし、開示請求者が把握している内容を除く）	
8	7/5	住民票の写し及び戸籍の附票の写し等の請求書（第三者が請求したものに限り）	市民課	7/19	住民票の写しの請求書（日付特定）	部分開示	第15条第1号第4号	・届出者の担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	

表 1 2 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の内容	不開示の理由	不開示部分	備考
9	7/5	住民票の写し及び戸籍の附票の写し等の請求書（第三者が請求したものに限り）	市民課	7/19	住民票・戸籍附票の写し交付請求書（日付特定）	部分開示	第15条第1号第4号	・届出者の担当者の氏名 ・法人の印影	
10	7/12	ケース記録	子育て支援課	7/25	・調査票 ・相談受付記録票 ・指導援護記録票	部分開示	第15条第1号第2号第6号オ	・開示請求者以外の者の相談に関する部分（ただし、開示請求者が把握している内容を除く） ・相談員等の所見、評価、指導方針等の部分（ただし、開示請求者が把握している内容を除く） 他	
11	7/12	ケース記録	子育て支援課	7/25	・調査票 ・相談受付記録票 ・指導援護記録票	部分開示	第15条第1号第6号オ	・開示請求者以外の者の相談に関する部分（ただし、開示請求者が把握している内容を除く） ・相談員等の所見、評価、指導方針等の部分（ただし、開示請求者が把握している内容を除く）	
12	7/15	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった請求書（請求書が現存するもの）	市民課	7/26	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった請求書（請求書が現存するもの）	不開示	不存在	不開示理由：対象文書は、当初から作成又は取得していないため存在しない。	
13	7/25	要介護認定状況の分かる文書	介護保険課	7/27	要介護認定状況	開示			
14	9/21	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった請求書（請求書が現存するもの）	市民課	10/3	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった請求書（請求書が現存するもの）	不開示	不存在	不開示理由：対象文書は、当初から作成又は取得していないため存在しない。	
15	9/26	郵送による戸籍謄本等の請求書（日付特定）	市民課	10/4	・郵送による戸籍謄本等の請求書 ・本人確認書類（運転免許証）のコピー（日付特定）	開示			
16	10/5	汚水、雨漏の被害等について相談した事が分かる文書（日付特定）	くらし安心課	10/13	消費生活相談情報（日付特定）	開示			
17	10/6	公害苦情に対する市職員の対応報告（場所等特定）	環境政策課	10/17	公害苦情受理（処理）報告書（場所等特定）	部分開示	第15条第1号	・事業者職員の氏 ・作業環境測定の実施業者名	
18	10/25	救急活動記録票（日付特定）	間久里分署	11/4	救急活動記録票（日付特定）	開示			
19	10/26	広報広聴課に相談した市立病院に関する市長への手紙等受付カードの決裁一式（日付特定）	広報広聴課	11/7	市長への手紙等受付カード（日付特定）	部分開示	第15条第1号	市立病院庶務課長からの報告内容	
20	12/6	公共下水道築造工事の工事記録（場所等特定）	治水課	12/16	公共下水道築造工事の工事記録（場所等特定）	部分開示	第15条第4号	・個人（市職員を除く）の印影 ・法人の印影	
21	12/7	印鑑証明書の請求書（日付特定）	市民課	12/12	印鑑登録証明書交付申請書（日付特定）	開示			
22	12/9	納付済通知書の44桁のバーコード番号	収納課	12/22	市税に係る納付済通知書の44桁のバーコード番号（日付等特定）	不開示	不存在	不開示理由：越谷市が保存していない納付済通知書に印字されているため存在しない。	

表 1 2 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の内容	不開示の理由	不開示部分	備考
			国民健康保険課	12/26	後期高齢者医療保険料に係る納付済通知書の44桁のバーコード番号 (日付等特定)	開示			
23	12/9	納付済通知書 (日付等特定)	収納課	12/22	市税に係る納付済通知書 (日付等特定)	不開示	不存在	不開示理由：対象文書は、当初から作成又は取得していないため存在しない。	
			国民健康保険課	12/26	後期高齢者医療保険料に係る納付済通知書 (日付等特定)	不開示	不存在	不開示理由：対象文書は、当初から作成又は取得していないため存在しない。	
24	12/22	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった請求書 (請求書が現存するもの)	市民課	1/5	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった請求書 (請求書が現存するもの)	不開示	不存在	不開示理由：対象文書は、当初から作成又は取得していないため存在しない。	
25	2/3	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった請求書 (請求書が現存するもの) (日付等特定)	市民課	2/9	戸籍証明書等の請求書 (日付特定)	開示			
26	2/21	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった請求書 (請求書が現存するもの)	市民課	3/7	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった請求書 (請求書が現存するもの)	不開示	不存在	不開示理由：対象文書は、当初から作成又は取得していないため存在しない。	
27	2/28	認定調査に係る次の書類 ・認定調査票 ・主治医意見書	介護保険課	3/6	・要介護認定履歴 ・認定調査票 主治医意見書	開示 部分開示	 第15条第4号	 主治医の自署	
28	3/6	介護保険サービスの利用状況 (日付等特定)	介護保険課	3/16	・要介護認定履歴 ・居宅サービス介護給付費明細書 ・介護給付費通知書 (日付等特定)	開示			
29	3/10	認定調査に係る次の書類 ・要介護認定状況の履歴 ・認定調査票 ・主治医意見書	介護保険課	3/23	・要介護認定履歴 ・認定調査票 主治医意見書	開示 部分開示	 第15条第4号		
30	3/17	認定調査に係る次の書類 ・認定調査票 ・主治医意見書 (日付等特定)	介護保険課	3/24	認定調査票 (日付等特定) 主治医意見書 (日付等特定)	開示 部分開示	 第15条第4号	 主治医の自署	
31	3/27	認定調査に係る次の書類 ・要介護認定状況の履歴 ・認定調査票 ・主治医意見書 (日付等特定)	介護保険課	4/6	・要介護認定履歴 ・認定調査票 (日付等特定) 主治医意見書 (日付等特定)	開示 部分開示	 第15条第4号	 主治医の自署	

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定について、不服があった場合の救済機関で、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する市長の附属機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該異議申立てについての決定をします。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています（表13）。

表13 審査会委員 (平成29年3月31日現在)

氏名	選任区分	役職名
右崎 正博	識見を有する者	会長
吉村 総一	識見を有する者	会長職務代理者
松浦 麻里沙	識見を有する者	

2 不服申立ての処理状況

平成27年度に諮問がなされた第15号事案（平成27年度における保有個人情報開示請求に対する部分開示決定についての異議申立て）について、審査及び答申を行ったところ、実施機関は、審査会の答申を踏まえて、平成28年7月に「開示しない理由」を変更した上で、棄却の決定を行っています。

不服申立ての処理状況は、表14のとおりです。

表14 不服申立ての処理状況

不服申立ての内容	不服申立日	諮問日	答申日	裁決日(決定日)
	所管課	事案番号	答申内容	決定内容
住民票の写し等の請求書の部分開示決定に対する異議申立て	28.2.15 市民課	28.3.31 第15号	28.6.15 決定は妥当	28.7.4 棄却

3 審査会の開催状況

平成28年度は、審査会は5回開催されています。

審査会の開催状況は、表15のとおりです。

表15 審査会の開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成28年 4月13日	・第15号事案について審査
第2回	平成28年 4月27日	・第15号事案について審査
第3回	平成28年 5月18日	・第15号事案について審査 ・異議申立人による口頭意見陳述 ・諮問実施機関による口頭理由説明の聴取
第4回	平成28年 6月 1日	・第15号事案について審査
第5回	平成28年 6月15日	・第15号事案について審査 ・答申

4 審査会答申

越谷市情報公開・個人情報保護審査会答申

答申第15号

越情審査第20号
平成28年6月15日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 右 崎 正 博

保有個人情報の開示請求に係る異議申立ての審査について（答申）

平成28年3月31日付け越市民第815号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

越谷市長が平成27年12月18日付け越市民第639号で異議申立人に対して行った保有個人情報部分開示決定の取消しを求める旨の異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号。以下「本件条例」という。）第14条第1項に基づき、平成27年12月7日付けで異議申立人が行った「住民票の写し等の請求書（平成27年8月26日）」に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、越谷市長（以下「実施機関」という。）が、「住民票の写し等の請求書（平成27年8月26日受付）」に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、それに本件条例第15条第6号オに該当する情報が含まれているとして、本件条例第19条第2項に基づき、平成27年12月18日付け越市民第639号により行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）は、結論において妥当であると判断する。

第2 異議申立ての経緯

異議申立人は、本件条例第14条第1項の定めるところにより、平成27年12月7日付けで保有個人情報開示請求書によって「住民票の写し等の請求書（平成27年8月26日）」に係る保有個人情報の開示請求を行ったが、本件保有個人情報に本件条例第15条第6号オに該当する情報が含まれているとして、実施機関が同年12月18日付け越市民第639号の保有個人情報部分開示決定通知書により、保有個人情報の一部を開示しないとする部分開示決定を行った。

本件異議申立ては、本件部分開示決定の取消しを求めてなされたものである。

第3 異議申立人の主張要旨

平成28年2月15日付けの異議申立書、同年3月6日付けの補正書及び同年5月18日に行われた異議申立人による口頭意見陳述の内容を総合すれば、異議申立人の主張要旨は、以下のとおりである（なお、実施機関の理由説明書に対して異議申立人から意見書の提出はなかった）。

以下の理由により、開示しない部分の開示を求める。

- (1) 本件条例第15条において、開示請求者に対し開示の義務があることが大原則である。
- (2) しかしながら、開示された文書は全てが不開示で、あたかも様式だけが開

示されたことと同じであり、形式的に開示したという行為に過ぎない。そうであれば、なぜ不開示の処分とはしないのか。

- (3) 開示しない理由について、本件条例第15条第6号オに該当するとのことだが、条文自体、広義に解釈することができるので、具体性に乏しく、どのような理由であるかの説明がなされていない。
- (4) 仮に、開示しない理由が本件条例第15条第6号オに該当するとしても、はたしてその理由が単なる困難ではなく、同号オ記載の「著しく困難」であるとする具体性に乏しく、また、どのような理由で「著しい」になるものか説明がなされていない。

第4 実施機関の主張要旨

本件部分開示決定通知書、平成28年4月12日付け越市民第40号の本件部分開示決定に係る理由説明書及び同年5月18日に行われた実施機関による口頭理由説明の内容を総合すれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

- (1) 不開示とした部分は、本件住民票の写し等の請求を行った他機関の内部管理情報に該当する。これらを明らかにすることにより、当該他機関が行う事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にすると認められることから、本件条例第15条第6号オに掲げる情報に該当すると判断し、不開示とした。
- (2) 不開示とした部分については、上記のとおり、不開示により保護する利益と開示することによる利益を比較衡量して判断したものであり、かつ、本件条例第17条に規定する公益上の理由による裁量的開示に係る情報も、含まれていないと考える。

以上の理由から、当該決定は、本件条例の規定に基づき適正に判断したものと考えている。

第5 審査会の判断

- 1 本件開示請求に対し、実施機関が行った本件部分開示決定は、次のとおりである。

「住民票の写し等の請求書（平成27年8月26日受付）」（以下「本件請求書」という。）のうち、請求書の様式名及び表題、文書番号、請求者名、公印、照会事由の記載部分、照会元の住所及び電話番号並びに担当者の所属部署及び氏名に関する部分（以下「本件不開示情報」という。）は開示しない。

本件不開示情報は、住民票の写し等の請求を行った他機関の内部管理情報であって、開示することにより当該他機関の事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にするものと認められるため、本件条例第15条第6号オ所定の不開示情報に該当する。

2 本件条例の趣旨・目的

本件条例は、「市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的として制定され、「何人」に対しても、「実施機関が保有する自己に関する保有個人情報」の開示請求権を認める（第13条）とともに、本件条例上の実施機関（第2条第1号）に対しては、第15条各号に掲げられた不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない義務を課している（第15条）。これらの規定は、「自己情報コントロール権の保障」（越谷市『個人情報保護制度の手引』33ページ）の観点から、個人と実施機関との間の権利義務関係を明確にしたものであって、自己に関する保有個人情報について本人から開示請求があった場合には、原則開示する旨を定めたものである。

なお、本件条例にいう「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう（第2条第3号）。

3 本件条例第15条第6号オの趣旨・目的について

上記のように、実施機関は、原則として開示請求に係る保有個人情報を開示する義務を負うが、実施機関は同時に、開示請求者の権利と、本人や第三者、法人等の権利利益の保護や、公共安全と秩序の維持等についても調整する必要がある、開示請求者に対して保有個人情報を開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量しなければならない。そのため、本件条例第15条は、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないとした。

そして、本件開示請求において該当するとされた第6号オの規定は、実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報の不開示情報とし

ての要件の一つを定めたものであるが、同号アからエまでに列挙された事務又は事業は、開示することにより、公正な行政運営を阻害する情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げたものであり、その他すべての個別の事務又は事業が同号オの対象とされる。

以上を前提に、実施機関が、本件不開示情報を本件条例第15条第6号オに該当するとして不開示とした判断の妥当性について検討する。

なお、当審査会は、本件部分開示決定の妥当性の審査にあたって、本件不開示情報を含む本件請求書を見分している。

4 本件部分開示決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報が異議申立人に関する保有個人情報といえるか

本件請求書は、他機関が、実施機関である越谷市長に対して、当該他機関の事務又は事業の遂行に必要なものとして、住民基本台帳法に基づき作成・送付したものである。

住民基本台帳法の改正経緯、本件条例に規定されている自己情報コントロール権の保障という観点からすれば、自分の住民票の写しを、誰が何のために請求しているかの情報についても、保有個人情報に含むものと解すべきである。

(2) 本件不開示情報の本件条例15条第6号オ該当性について

実施機関は、前述のとおり、本件不開示情報は、住民票の写し等の請求を行った他機関の内部管理情報であって、開示することにより当該他機関の事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にするものと認められるため、本件条例第15条第6号オ所定の不開示情報に該当すると主張する。

ところで、本件条例第15条第6号の規定については、同号柱書において、「実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの」と規定し、同号オにおいて、「アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報」と規定している。

実施機関は、同号オの「当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする」ことと、同号柱書の「公正な行政運営を阻害する」ことを同義と捉え、他機関の事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にするか否かという観点から、開示義務が除外されるものと解釈している。

しかし、同号オの「当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報」とは別に、同号柱書には「公正な行政運営を阻害する」旨の規

定がおかれていることからすると、同号柱書の「行政」の解釈としては、「実施機関」の公正な行政運営を阻害するものと限定して解釈することが妥当である。

また、本件においては、当該他機関の意見聴取の手続がとられていないが、本件条例上の実施機関が他機関の意見を聴取することなく、当該他機関の事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にするか否かを的確に判断することも難しいと考えられる。

したがって、本件条例第15条第6号オを根拠に、本件部分開示決定の妥当性を判断するのは適切とはいえない。

しかしながら、本件条例第15条の他号の規定を併せて考慮すれば、本件不開示情報を不開示としたことは、結論において妥当なものであったと考えられるので、以下、その点について理由を述べることにする。

(3) 本件不開示情報の本件条例第15条第3号該当性について

本件条例第15条第3号は、「実施機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの」と規定し、実施機関と国等との協力関係又は信頼関係に関する情報につき不開示情報の要件を定めている。

同号の「協議、依頼等により作成し、又は取得した情報」とは、協議、依頼その他表現や形式いかんを問わず、実施機関と国等との協力関係又は信頼関係に基づいて作成し、又は取得した情報をいうとされ、本件請求書に記載された本件不開示情報が「(他機関の) 依頼により取得した情報」に該当することは明らかである。

また、本件請求書の趣旨からすれば、本件不開示情報が「開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの」に該当するのは明らかといえる。

したがって、本件不開示情報は本件条例第15条第3号に該当するものと判断する。

(4) 公益上の理由による裁量的開示の必要性について

なお、本件条例第17条は、第15条各号の不開示情報に該当する情報であっても、公益上特に必要があると認めるときは、実施機関の裁量により、開示することができる」と規定している。しかしながら、本件請求書の記載内容からすれば、本件条例第17条に該当するような公益上の理由による裁量的開示情報も、対象公文書には含まれていないものと判断される。

5 結論

以上のとおり、本件部分開示決定において不開示とされた部分に記載された本件保有個人情報、本件条例第15条第3号に該当するものと判断されるから、本件部分開示決定は、結論において妥当であると判断する。よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 付言

実施機関においては、住民票の写し等第三者交付に係る本人通知制度が実施されているほか、本人確認を前提として住民票等の発行日のみを教示する運用が取られているとのことであるが、この制度についても、本件条例全体の趣旨との整合性を図りながら運用されるべきである。

第6 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のような審査を行った。

平成28年3月31日	実施機関（越谷市長）から諮問を受けた。
平成28年4月4日	処分庁に対して理由説明書の提出を求めた。
平成28年4月12日	処分庁から理由説明書が提出された。
平成28年4月13日	審査
平成28年4月15日	異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めた。
平成28年4月19日	異議申立人から口頭意見陳述申出書の提出があった。
平成28年4月27日	審査
平成28年5月18日	審査 異議申立人による口頭意見陳述及び処分庁に対する意見聴取を行った。
平成28年6月1日	審査
平成28年6月15日	審査
平成28年6月15日	

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会長	右崎正博
委員	吉村総一
委員	松浦麻里沙

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置されている市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表16）。

表16 審議会委員 (平成29年3月31日現在)

氏名	選任区分	役職名
足立 雅子	団体推薦	
小林 充	団体推薦	
神谷 治善	団体推薦	
後藤 孟司	公募	
高山 孝一	公募	
田村 久平	公募	
荒木 真名	学識経験者	会長
九ノ里 幸子	学識経験者	副会長
幸田 達郎	学識経験者	
渡邊 よしみ	学識経験者	

2 審議会への意見照会の状況

審議会への意見照会の状況は、表17のとおりです。

表17 審議会への意見照会の状況

照会番号	所管課	意見照会内容	答申内容
1	指令課	防犯等カメラ設置事務を行うに当たり、個人情報を本人以外収集すること及び当該本人以外収集に係る本人通知を不要とすることについて	内容を適当なものと認める
2	指令課	防犯等カメラ設置事務を行うに当たり、個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要とすることについて	内容を適当なものと認める
3	人権男女共同参画推進課	ナンバーディスプレイ機能の利用による相談事業事務を行うに当たり、個人情報の収集に係る本人通知を不要とすることについて	内容を適当なものと認める
4	人権男女共同参画推進課	ナンバーディスプレイ機能の利用による相談事業事務を行うに当たり、個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要とすることについて	内容を適当なものと認める
5	精神保健支援室	ナンバーディスプレイ機能の利用による精神保健福祉相談事務を行うに当たり、個人情報の収集に係る本人通知を不要とすることについて	内容を適当なものと認める
6	精神保健支援室	ナンバーディスプレイ機能の利用による精神保健福祉相談事務を行うに当たり、個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要とすることについて	内容を適当なものと認める

照会番号	所管課	意見照会内容	答申内容
7	総務部総務課	市役所内又は市の施設内において、ナンバーディスプレイ機能の利用による相談事務を行うに当たり、個人情報等を本人以外収集すること並びに当該本人以外収集及び保有個人情報目的外利用等に係る本人通知を不要とすることについて	内容を適当なものとする
8	市民健康課	ナンバーディスプレイ機能の利用による健康づくり推進事務等を行うに当たり、個人情報を本人以外収集すること及び当該本人以外収集に係る本人通知を不要とすることについて	内容を適当なものとする
9	市民健康課	ナンバーディスプレイ機能の利用による健康づくり推進事務等を行うに当たり、個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要とすることについて	内容を適当なものとする
10	教育センター	ナンバーディスプレイ機能の利用による教育相談記録事務を行うに当たり、個人情報を本人以外収集すること及び当該本人以外収集に係る本人通知を不要とすることについて	内容を適当なものとする
11	教育センター	ナンバーディスプレイ機能の利用による教育相談記録事務を行うに当たり、個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要とすることについて	内容を適当なものとする
12	地域医療課	ナンバーディスプレイ機能の利用による越谷市夜間急患診療所・診療に係る事務を行うに当たり、個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要とすることについて	内容を適当なものとする
13	保健総務課	ナンバーディスプレイ機能の利用による健康危機管理対応事務（保健所共通）を行うに当たり、個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要とすることについて	内容を適当なものとする
14	総務部総務課	ナンバーディスプレイ機能の利用に関する取扱要領案の内容の妥当性について	内容を適当なものとする

※ 照会番号は「3 意見照会書及び審議会答申」の意見照会書の番号に対応しています。

3 審議会の開催状況

平成28年度は、審議会を2回開催しました。実施機関から、防犯等カメラ設置事務に係る映像の外部提供や新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項（防犯等カメラ設置事務等）について審議しました。

審議会の開催状況は、表18のとおりです。

表18 審議会の開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成28年 11月28日	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度の実施状況の報告について 個人情報取扱事務の各種届出の報告について 防犯等カメラの設置状況等の報告について 防犯等カメラ設置事務に係る映像の本人以外収集・目的外利用等に関する審議及び答申について ナンバーディスプレイ機能の利用に係る発信者個人情報の本人以外収集・目的外利用等に関する審議及び答申について ※ 照会番号の1から7について、意見照会がなされた。
第2回	平成29年 3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ナンバーディスプレイ機能の利用に係る発信者個人情報の本人以外収集・目的外利用等に関する審議及び答申について ナンバーディスプレイ機能の利用に関する取扱要領の内容に係る審議及び答申について ※ 照会番号の8から14について、意見照会がなされた。

※ 照会番号は「3 意見照会書及び審議会答申」の意見照会書の番号に対応しています。

4 意見照会書及び審議会答申

意見照会書 1

本人以外収集に関する意見照会書

越消指第108号
平成28年 9月20日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の収集^{を行いたい}ので、越谷市個人
情報保護条例^{に係る本人通知を不要としたい}第6条第3項第8号
第6条第4項ただし書^{の規定により意見を求めます。}

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
個人情報取扱事務の目的	①出動車両や来訪者の監視 ②駆込通報装置の監視 ③防犯
個人情報の記録の 対象者の範囲	市民等（不特定多数）
個人情報の収集先	その他
本人以外から個人 情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集は適さないため
本人通知を 不要とする理由	記録の対象者が不特定多数であること等から、本人 通知をすることが不可能なため
所 管 課	消防本部指令課（消防署及び各分署共通）
備 考	

意見照会書 2

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越消指第109号

平成28年 9月20日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
目的外利用等の区分等	<input type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 警察その他関係機関]
目的外利用等をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の捜査等
目的外利用等をする理由	犯罪被害が発生したときなどに、外部提供をする必要があるため
目的外利用等をする個人情報の記録の対象者	市民等（不特定多数）
目的外利用等をする個人情報の記録の項目	映像
外部提供を受ける者に対する個人情報の保護措置	使用目的以外の使用の禁止等
本人通知を不要とする理由	主に防犯を目的としているため、事務の性質上、本人通知は適さないと考えられるため
所 管 課	消防本部指令課（消防署及び各分署共通）
備 考	

意見照会書1、2に対する答申書

越 情 審 議 第 9 号
平成28年11月28日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・保有個人情報
目的外利用等に関する意見照会について(答申)

平成28年9月20日付け越消指第108号及び越消指第109号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第6条第3項第8号、第6条第4項ただし書及び第8条第3項ただし書の規定による「本人以外収集・保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、防犯等カメラの運用にあたっては、「防犯等カメラの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

意見照会書 3

本人以外収集に関する意見照会書

越人権第309号

平成28年10月31日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の収集に係る本人通知を不要としたいので、越谷市個人情報保護条例第6条第4項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	相談事業事務
個人情報取扱事務の目的	相談事業の相談者等の把握をするため。
個人情報の記録の対象者の範囲	相談者等
個人情報の収集先	その他（ナンバーディスプレイ機能）
本人以外から個人情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集が困難な場合があるため。
本人通知を不要とする理由	本人通知をすることが不可能な場合、適さないと考えられる場合があるため。
所 管 課	市長公室人権・男女共同参画推進課
備 考	

意見照会書 4

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越人権第310号

平成28年10月31日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	相談事業事務
目的外利用等の区分等	<input type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 警察その他関係機関]
目的外利用等をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の調査等
目的外利用等をする理由	相談者等の身体、生命の安全を確保するために、外部提供をする必要があるため。
目的外利用等をする個人情報の記録の対象者	相談事業の相談者等
目的外利用等をする個人情報の記録の項目	電話番号等
外部提供を受ける者に対する個人情報の保護措置	利用目的以外の使用の禁止等
本人通知を不要とする理由	本人通知をすることが不可能な場合、適さないと考えられる場合があるため。
所 管 課	市長公室人権・男女共同参画推進課
備 考	

意見照会書 3、4 に対する答申書

越 情 審 議 第 1 0 号
平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

ナンバーディスプレイ機能の利用に係る本人以外収集・
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日付け越人権第 3 0 9 号及び越人権 3 1 0 号で意見照会がありました越谷市個人情報保護条例第 6 条第 4 項ただし書及び第 8 条第 3 項ただし書の規定による「本人以外収集・保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、ナンバーディスプレイ機能の利用に当たっては、個人情報保護対策について、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

意見照会書 5

本人以外収集に関する意見照会書

越精保第121号

平成28年11月7日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の収集に係る本人通知を不要としたいので、越谷市個人情報保護条例第6条第4項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	精神保健福祉相談事務
個人情報取扱事務の目的	精神保健に関する個別の相談に応じ、必要な支援を行う。
個人情報の記録の対象者の範囲	相談者等
個人情報の収集先	その他（ナンバーディスプレイ機能）
本人以外から個人情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集が困難な場合があるため。
本人通知を不要とする理由	本人通知をすることが不可能な場合、適さないと考えられる場合があるため。
所管課	保健医療部保健所 保健総務課精神保健支援室
備考	

意見照会書 6

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越精保第122号

平成28年11月7日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	精神保健福祉相談事務
目的外利用等の区分等	<input type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 警察その他関係機関]
目的外利用等をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の調査等
目的外利用等をする理由	相談者等の身体、生命の安全を確保するために、外部提供をする必要があるため。
目的外利用等をする個人情報の記録の対象者	相談事業の相談者等
目的外利用等をする個人情報の記録の項目	電話番号等
外部提供を受ける者に対する個人情報の保護措置	利用目的以外の使用の禁止等
本人通知を不要とする理由	本人通知をすることが不可能な場合、適さないと考えられる場合があるため。
所 管 課	保健医療部保健所 保健総務課精神保健支援室
備 考	

意見照会書5、6に対する答申書

越 情 審 議 第 1 1 号
平成28年11月28日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

ナンバーディスプレイ機能の利用に係る本人以外収集・
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成28年11月7日付け越精保第121号及び越精保第122号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第6条第4項ただし書及び第8条第3項ただし書の規定による「本人以外収集・保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、ナンバーディスプレイ機能の利用に当たっては、個人情報保護対策について、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

意見照会書 7

越総第169号
平成28年11月14日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

ナンバーディスプレイ機能の利用に係る意見照会について

このことについて、下記のとおり、個人情報の取扱いを行いたいので、越谷市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第34条の規定により意見を求めます。

記

1 意見照会事項

今後、市役所内又は市の施設内において、ナンバーディスプレイ機能付き電話を利用する場合において、今回諮問する人権・男女共同参画推進課及び精神保健支援室と同種の事務で、相談者等の電話番号等の個人情報について、条例第6条第3項第6号による収集及び条例第8条第1項第4号による外部提供を行う場合に限り、条例第6条第4項ただし書き及び条例第8条第3項ただし書きの規定に基づき、本人通知を不要とするものです。

その理由は以下のとおりです。

- ・ 人権・男女共同参画推進課及び精神保健支援室での発信者情報の利用方法は、相談者等の身体、生命の安全を確保するために必要不可欠な運用であり、その利用に関する考え方については、行政事務を適正に遂行する上で、他課所でも同一であること

意見照会書7に対する答申書

越 情 審 議 第 1 2 号
平成28年11月28日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

ナンバーディスプレイ機能の利用に係る意見照会について（答申）

越谷市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、平成28年11月14日付け越総第169号で意見照会のありました「ナンバーディスプレイ機能の利用」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

今後、市役所庁舎内及び市の施設内でナンバーディスプレイ機能を利用する場合は、今回諮問のあった人権・男女共同参画推進課及び精神保健支援室と同種の事務であって、相談者等の電話番号等の個人情報について、条例第6条第3項第6号による収集及び条例第8条第1項第4号による外部提供を行う場合に限り、本人への通知を不要とします。

については、当該収集及び外部提供を行った場合には、審議会に報告することを求めます。

なお、ナンバーディスプレイ機能の利用に当たっては、個人情報保護対策について、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

意見照会書 8

本人以外収集に関する意見照会書

越市健第1838号
平成29年3月21日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の収集を行いたいので、越谷市個人
情報保護条例 第6条第3項第8号 第6条第4項ただし書
の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	健康づくり推進事務等
個人情報取扱事務の目的	健康教育、健康相談及び訪問指導に関する個別の相談に応じ、必要な支援を行う。
個人情報の記録の対象者の範囲	相談者等
個人情報の収集先	ナンバーディスプレイ機能
本人以外から個人情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集は適さないため。
本人通知を不要とする理由	全ての受信者に本人通知をすることが不可能であるため。
所管課	保健医療部市民健康課
備考	発信者番号の自動蓄積機能有り (多機能電話機15件、コードレス電話機10件)

意見照会書 9

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越市健第1839号

平成29年3月21日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	健康づくり推進事務
目的外利用等の区分等	<p>■目的外利用 [利用先 関係各課所]</p> <p>■外部提供 [提供先 警察その他関係機関]</p>
目的外利用等をする期間	平成22年10月26日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の調査等
目的外利用等をする理由	相談者等の身体、生命の安全を確保する必要があるほか、危機管理上の対策を講じる必要があるため。
目的外利用等をする個人情報の記録の対象者	相談者等
目的外利用等をする個人情報の記録の項目	発信者番号等
外部提供を受ける者に対する個人情報の保護措置	利用目的以外の使用の禁止等
本人通知を不要とする理由	本人通知をすることが不可能な場合、適さないと考えられる場合があるため。
所 管 課	保健医療部市民健康課
備 考	

意見照会書 8、9 に対する答申書

越 情 審 議 第 2 1 号
平成 2 9 年 3 月 2 9 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

ナンバーディスプレイ機能の利用に係る本人以外収集・
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 2 9 年 3 月 2 1 日付け越市健第 1 8 3 8 号及び越市健第 1 8 3 9 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第 6 条第 3 項第 8 号、第 6 条第 4 項ただし書及び第 8 条第 3 項ただし書の規定による「本人以外収集をすること並びに当該本人以外収集及び保有個人情報目的外利用等に係る本人通知を不要とすること」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

今後、市役所庁舎内及び市の施設内で、ナンバーディスプレイ機能（発信者番号を蓄積する機能を有するものを含む。以下同じ。）を新規に利用する場合は、相談事務及び危機管理事務において、取扱要領に則った運用をする場合に限り、審議会への意見照会は不要とします。

なお、ナンバーディスプレイ機能の利用に当たっては、個人情報保護対策について、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

意見照会書 10

本人以外収集に関する意見照会書

越教セ第985号
平成29年3月17日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会長 荒木真名様

越谷市教育委員会

次のとおり個人情報の収集を行いたいので、越谷市個人
情報保護条例 第6条第3項第8号 第6条第4項ただし書
の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	教育相談記録事務
個人情報取扱事務の目的	教育相談の経過と結果を記録し、相談者に対する円滑な相談活動を実施する。
個人情報の記録の対象者の範囲	相談者等
個人情報の収集先	ナンバーディスプレイ機能
本人以外から個人情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集は適さないため。
本人通知を不要とする理由	全ての受信者に本人通知をすることが不可能であるため。
所管課	学校教育部教育センター（学校施設共通）
備考	学校教育部学校管理課が設置 発信者番号の自動蓄積機能有り（20件）

意見照会書 11

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越教セ第986号

平成29年3月17日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 荒木真名様

越谷市教育委員会

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	教育相談記録事務
目的外利用等の区分等	<p>■目的外利用 [利用先 関係各課所]</p> <p>■外部提供 [提供先 警察その他関係機関]</p>
目的外利用等をする期間	平成28年5月17日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の調査等
目的外利用等をする理由	相談者等の身体、生命の安全を確保する必要があるほか、危機管理上の対策を講じる必要があるため。
目的外利用等をする個人情報の記録の対象者	相談者等
目的外利用等をする個人情報の記録の項目	発信者番号等
外部提供を受ける者に対する個人情報の保護措置	利用目的以外の使用の禁止等
本人通知を不要とする理由	本人通知をすることが不可能な場合、適さないと考えられる場合があるため。
所 管 課	学校教育部教育センター（学校施設共通）
備 考	学校教育部学校管理課が設置

意見照会書10、11に対する答申書

越 情 審 議 第 2 2 号
平成29年3月29日

越谷市教育委員会 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

ナンバーディスプレイ機能の利用に係る本人以外収集・
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成29年3月17日付け越教セ第985号及び越教セ第986号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第6条第3項第8号、第6条第4項ただし書及び第8条第3項ただし書の規定による「本人以外収集をすること並びに当該本人以外収集及び保有個人情報目的外利用等に係る本人通知を不要とすること」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

今後、市役所庁舎内及び市の施設内で、ナンバーディスプレイ機能（発信者番号を蓄積する機能を有するものを含む。以下同じ。）を新規に利用する場合は、相談事務及び危機管理事務において、取扱要領に則った運用をする場合に限り、審議会への意見照会は不要とします。

なお、ナンバーディスプレイ機能の利用に当たっては、個人情報保護対策について、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

意見照会書 12

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越地医第343号

平成29年3月22日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名 様

越谷市長 高 橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	越谷市夜間急患診療所・診療に係る事務
目的外利用等の区分等	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先 関係各課所] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 警察その他関係機関]
目的外利用等をする期間	平成27年3月1日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の調査等
目的外利用等をする理由	急病患者の身体、生命の安全を確保する必要があるほか、危機管理上の対策を講じる必要があるため。
目的外利用等をする個人情報の記録の対象者	急病患者等
目的外利用等をする個人情報の記録の項目	発信者番号等
外部提供を受ける者に対する個人情報の保護措置	利用目的以外の使用の禁止等
本人通知を不要とする理由	本人通知をすることが不可能な場合、適さないと考えられる場合があるため。
所 管 課	保健医療部地域医療課
備 考	

意見照会書12に対する答申書

越 情 審 議 第 2 3 号
平成 2 9 年 3 月 2 9 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

ナンバーディスプレイ機能の利用に係る保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 2 9 年 3 月 2 2 日付け越地医第 3 4 3 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第 8 条第 3 項ただし書の規定による「保有個人情報目的外利用等に係る本人通知を不要とすること」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

今後、市役所庁舎内及び市の施設内で、ナンバーディスプレイ機能を新規に利用する場合は、相談事務及び危機管理事務において、取扱要領に則った運用をする場合に限り、審議会への意見照会は不要とします。

なお、ナンバーディスプレイ機能の利用に当たっては、個人情報保護対策について、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

意見照会書 13

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越保総第3796号

平成29年3月23日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	健康危機管理対応事務（保健所共通）
目的外利用等の区分等	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先 関係各課所] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 警察その他関係機関]
目的外利用等をする期間	平成27年4月1日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の調査等
目的外利用等をする理由	相談者等の身体、生命の安全を確保する必要があるほか、危機管理上の対策を講じる必要があるため。
目的外利用等をする個人情報の記録の対象者	相談事業の相談者等
目的外利用等をする個人情報の記録の項目	発信者番号等
外部提供を受ける者に対する個人情報の保護措置	利用目的以外の使用の禁止等
本人通知を不要とする理由	本人通知をすることが不可能な場合、適さないと考えられる場合があるため。
所 管 課	保健医療部保健所 保健総務課
備 考	

意見照会書13に対する答申書

越 情 審 議 第 2 4 号
平成29年3月29日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

ナンバーディスプレイ機能の利用に係る保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成29年3月23日付け越保総第3796号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定による「保有個人情報目的外利用等に係る本人通知を不要とすること」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

今後、市役所庁舎内及び市の施設内で、ナンバーディスプレイ機能を新規に利用する場合は、相談事務及び危機管理事務において、取扱要領に則った運用をする場合に限り、審議会への意見照会は不要とします。

なお、ナンバーディスプレイ機能の利用に当たっては、個人情報保護対策について、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

意見照会書 14

越総第239号
平成29年3月23日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

ナンバーディスプレイ機能の利用に関する取扱要領について

このことについて、下記のとおり、個人情報の取扱いを行いたいので、越谷市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第34条の規定により意見を求めます。

記

1 意見照会事項

ナンバーディスプレイ機能を適正に取り扱うに当たり、条例の規定や平成28年11月28日付け越情審議第12号による答申を踏まえ、「ナンバーディスプレイの利用に関する取扱要領」の策定を検討しており、その内容について意見を求めるものです。

ナンバーディスプレイ機能の利用に関する取扱要領

第1 目的

ナンバーディスプレイ機能により収集する個人の電話番号等の適正な取扱いについて、必要な事項を定める。

第2 定義

1 発信者番号通知サービス

発信者の電話番号（以下「発信者番号」という。）を相手方に通知する電話サービスをいう。

2 ナンバーディスプレイ機能

発信者番号通知サービスにより通知された発信者番号を表示し、又は蓄積する機能をいう。

3 発信者個人情報

越谷市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2条第2号に定める個人情報のうち、電話発信者が電話により実施機関に伝えた個人情報と発信者番号を総称したものをいう。

第3 収集の原則及び制限

市長は、ナンバーディスプレイ機能により表示される個人の発信者番号をメモするときは、発信者の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 脅迫電話、執拗な営業電話等、危機管理上の対策が必要と認められる場合
- (2) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

第4 ナンバーディスプレイ利用の周知

市長は、ナンバーディスプレイ機能を利用する場合にあつては、その旨をホームページ等により周知しなければならない。ただし、周知することによって業務に支障が生じるおそれがある場合は、この限りでない。

第5 本人以外収集に係る本人通知

第3の(2)の規定により、発信者番号を収集した場合においては、条例第6条第4項ただし書の規定により、本人への通知を不要とする。

第6 目的外利用等に係る本人通知

条例第8条第1項第4号又は5号の規定により、設置目的の範囲を超える発信者個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関（条例第2条第1号に定める実施機関をいう。）以外の者への発信者個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をした場合においては、条例第8条第3項ただし書の規定により、本人への通知を不要とする。

第7 発信者個人情報の利用及び提供の報告

市長は、第3ただし書の規定により、発信者番号を収集したとき又はナンバーディスプレイ機能により収集した発信者個人情報について、目的外利用若しくは外部提供したときは、その内容を越谷市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年 月 日から施行する。

意見照会書14に対する答申書

越 情 審 議 第 2 5 号
平成29年3月29日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

ナンバーディスプレイ機能の利用に関する取扱要領について（答申）

越谷市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、平成29年3月23日付け越総第239号で意見照会のありました「ナンバーディスプレイ機能の利用に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、ナンバーディスプレイ機能の利用に当たっては、個人情報保護対策について、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

第6 越谷市個人情報保護条例の改正状況

1 改正の理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものです。

2 改正の概要

(1) 「独自利用事務」の情報連携に関する規定の整理

マイナンバー制度では、番号法で定める事務（法定事務）の処理に当たり、「情報提供ネットワークシステム」（※）を利用して、国や地方公共団体等が保有する特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を相互にやり取りすることが可能となります。（情報連携）

この際に、いつ、どの行政機関との間で、どのような情報がやり取りされたかなどの記録（情報提供等記録）が、情報提供ネットワークシステム、情報連携した各行政機関の情報システムに自動で保存されることから、この「情報提供等記録」についても、各行政機関の「保有個人情報」となり、開示請求や訂正請求の対象となります。

通常、保有個人情報の訂正決定をした場合は請求者にその旨を通知しますが、番号法では、情報提供等記録の訂正決定をした場合は、その旨を請求者のほか、情報提供ネットワークシステムの管理者（総務省）と情報連携の相手方行政機関にも通知することとしています。この取扱いに対応するため、平成27年9月29日に条例の一部改正を行いました。

平成28年度の個人情報保護条例の改正については、番号法の一部改正により、地方公共団体が条例で定める事務（独自利用事務）についても情報連携ができるようになることから、「独自利用事務」に係る情報提供等記録の訂正を決定した場合の取扱いを、法定事務の取扱いと同様に規定するため、第2条第8号、第25第4項の改正を行ったものです。

(2) 番号法の引用条文の移動に伴う条文整理

第23条第2項1号の改正を行ったものです。

(3) 改正日、施行日

平成28年12月22日に改正し、平成29年5月30日から施行しています。

3 新旧対照表

この条例改正の新旧対照表は表19のとおりです。

※情報提供ネットワークシステム

マイナンバーと関連付けた個人情報について、国や地方公共団体などの行政機関との間をオンラインで照会できるようにするため、国が整備する情報ネットワークシステム

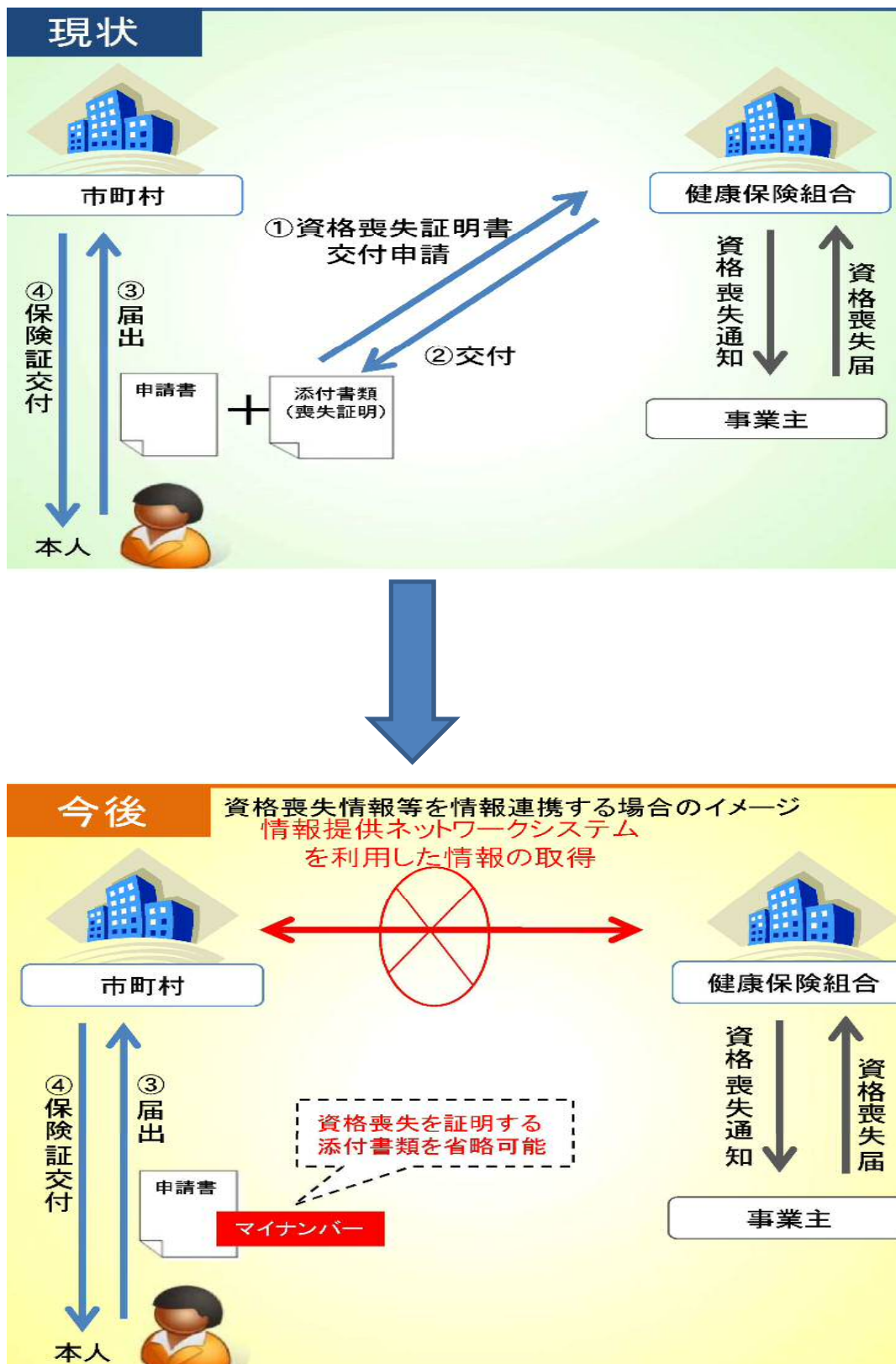


表 1 9 越谷市個人情報保護条例新旧対照表

新	旧
<p>(定義) 第 2 条 条文略 (1) 条文略 }</p> <p>(7) 条文略 (8) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。第 25 条第 4 項において同じ。)に規定する記録に記録された保有特定個人情報をいう。 (9) 条文略 (訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求) 第 23 条 条文略 2 条文略 (1) 第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反して収集されているとき、第 8 条第 1 項若しくは第 8 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2) 条文略 3 条文略 4 条文略 (訂正等の請求に対する決定等) 第 25 条 条文略 2 条文略 3 条文略 4 実施機関は、第 1 項又は第 2 項の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務実施関係情報照会者若しくは条例事務実施関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(定義) 第 2 条 条文略 (1) 条文略 }</p> <p>(7) 条文略 (8) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された保有特定個人情報をいう。 (9) 条文略 (訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求) 第 23 条 条文略 2 条文略 (1) 第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反して収集されているとき、第 8 条第 1 項若しくは第 8 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2) 条文略 3 条文略 4 条文略 (訂正等の請求に対する決定等) 第 25 条 条文略 2 条文略 3 条文略 4 実施機関は、第 1 項又は第 2 項の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

【越谷市情報公開条例】

平成11年3月31日
条例第10号

改正 平成12年9月29日条例第37号
平成17年3月31日条例第1号
平成22年12月22日条例第34号
平成25年4月26日条例第20号
平成28年3月23日条例第9号

前文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (2) 議会
- (3) 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最

大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足る事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの

(2) 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報
イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報

(3) 実施機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報
(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる

ときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面

により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等を行うことができなかつた公文書について公開決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定を行うときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第17条及び第18条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第11条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査

請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（公文書の管理）

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

（公文書の検索目録等の作成）

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

（審議会への意見聴取）

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

（実施状況の公表）

第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（情報公開の総合的な推進）

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（出資法人等への協力要請）

第25条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

（他の法令等との調整）

第26条 法令又は他の条例（越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号）を除く。）の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成11年4月1日（以下「適用日」という。）以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

（越谷市土地開発公社等に係る適用の特例）

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる実施機関（以下「越谷市土地開発公社等」という。）に関しては、こ

の条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成12年4月1日（以下「特例適用日」という。）以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書

(2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例（平成17年条例第1号）の施行の日から起算して5年以内に作成するよう努めるものとする。

附 則（平成12年条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則（平成17年条例第1号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第34号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第16条関係）

公開の区分	手数料
閲 覧	1件名につき200円
視 聴	1件名につき200円
写しの交付	1件名につき200円

備考

1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。

2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場においては、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

【越谷市個人情報保護条例】

平成12年9月29日
条例第40号

改正 平成17年3月31日条例第2号
平成22年12月22日条例第34号
平成25年4月26日条例第20号
平成27年9月29日条例第42号
平成28年3月23日条例第9号
平成28年12月22日条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。
 - ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
 - イ 議会
 - ウ 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第2条第2項に規定する公文書をいう。第7号において同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 事業者 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文

書に記録されているものに限る。

- (8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第25条第4項において同じ。）に規定する記録に記録された保有特定個人情報をいう。
 - (9) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

（実施機関等の責務）
- 第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（事業者の責務）
- 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときには、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

（収集の原則及び制限）

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときには、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

 - 2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
 - (2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。
 - 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集す

る場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

- (5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。
- (6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のための保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項及び第38条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供（以下「外部提供」

という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
- (2) 目的外利用等をした理由
- (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定

個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要のなくなった個人情報(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるとともに、当該委託契約を締結した者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。)に、必要かつ適切な監督をしなければならない。

2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託した場合において、個人情報が不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、受託者に必要な報告を求め、又は実施機関の職員に当該受託者の事務所、事業所その他当該委託を受けた業務(以下「受託業務」という。)を行う場所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受託者等の責務)

第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人

情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(保有個人情報の開示の請求)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(次条第2項において「代理人」と総称する。))は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものである場合には、法定代理人は、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

第14条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの
- (3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。)との間における協議、依頼等により作成

し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報

(部分開示等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に第15条第1号から第6号まで

に規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第28条及び第29条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報について、事実と誤りがある

と認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき、第8条第1項若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項又は第8条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

3 実施機関は、訂正、利用の停止、消去又は提供の停止(以下「訂正等」という。)の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

4 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求の手続き)

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をするときは、その

旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報訂正等をしないうとき（訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないうときを含む。）は、訂正等をしないう旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項又は第2項の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（訂正決定等の期限）

第26条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

（費用負担）

第27条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。（審査会への諮問）

第28条 開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等を行うこととする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第29条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き）

第30条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（実施機関に対する苦情の処理）

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があつたときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

（事業者に対する苦情の処理）

第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があつたときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理を行う場合に必要があると認めるときは、事業者に対し、説明、資料の提出その他必要な措置を当該事業者に求めることができる。

（区域内の事業者等への支援）

第33条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（審議会への意見聴取）

第34条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の改善についての施策を立案

し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第35条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱い及び保有個人情報の開示決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第36条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第37条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第38条 他の法令等(越谷市情報公開条例を除く。)の規定により保有個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処す

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

4 第2項の規定にかかわらず、越谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成17年条例第2号。以下「改正条例」という。)の施行の際現に第2条第1号ウに掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)において行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

5 第3項の規定にかかわらず、改正条例の施行の際現に越谷市土地開発公社等において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

6 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和55年条例第33号)は、廃止する。

附 則(平成17年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

3 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年条例第41号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成22年条例第34号)

この条例は、平成23年4月1日から施行す

る。

附 則（平成 25 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第 2 条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年条例第 42 号）

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 9 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 市長の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた市長の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る市長の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年条例第 41 号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

【越谷市長が保有する情報の提供に関する規程】

平成19年4月16日
訓令第6号

改正 平成20年5月12日訓令第7号
平成28年3月30日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号。以下「公開条例」という。)第24条の規定に基づき、情報提供施策の拡充を図るため、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 公開条例第2条第2項に規定する公文書に記録されている情報をいう。
- (2) 情報提供 情報又は当該情報に必要な加工をしたものを簡易迅速に市民等又は保有個人情報の本人へ提供することをいう。
- (3) 保有個人情報 越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。

(情報提供の基準)

第3条 次に掲げる情報については、公開請求を待つまでもなく情報提供をするよう努めるものとする。ただし、提供する情報の内容等からみて、個人又は法人等の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる場合に限る。

- (1) 公表した行政資料等に記載されている情報
- (2) 法令、条例、規則、要綱、この規程以外の訓令等(以下「法令等」という。)に基づき公表した情報
- (3) 慣行として公表している情報で、今後も公表しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
- (4) 公開請求に基づき公開した情報及びこれと同種の情報で、今後も公開しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
- (5) 判決等により公開することが一般的になっている情報
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報

2 保有個人情報は、前項及び次条の規定によるほか、保護条例第8条第1項各号のいずれかに該当する場合でなければ情報提供をすることができない。

(保有個人情報の本人への情報提供)

第4条 自己に関する保有個人情報、保護条例第15条各号に規定する不開示情報に該当しないことが明らかであると認められる場合には、開示請求を待つまでもなく本人へ情報提供をするよう努めるものとする。

2 自己に関する保有個人情報を本人へ情報提供する際には、当該保有個人情報の本人であることを確認するため、運転免許証、旅券その他これらに類するものにより、本人確認手続きを慎重に行うものとする。

(情報提供をするときの配慮)

第5条 情報提供に当たっては、正確性の確保を図るとともに、市民等又は保有個人情報の本人にわかりやすい説明を心がけるほか、必要に応じて適正使用を求めるものとする。

2 提供する情報又は保有個人情報の一部に非公開情報又は不開示情報が含まれている場合において、非公開情報又は不開示情報の部分を容易に区分して除けるときは、当該部分を除いて情報提供をするよう努めるものとする。

(書面等による情報提供)

第6条 市民等又は保有個人情報の本人から、書面等による情報提供の求めがあったときは、これに応じるよう努めるものとする。

2 書面等の作成及び送付に要する費用は、市民等又は保有個人情報の本人の負担とし、その取扱いについては、越谷市情報公開条例施行規則(平成11年規則第45号)第5条又は越谷市個人情報保護条例施行規則(平成13年規則第1号)第17条に定めるところによる。ただし、公益性が高い使用と認められる場合は、この限りでない。

3 書面等の作成に要する費用は、原則として総務部総務課において収納するものとする。

(情報提供に係る事務処理)

第7条 情報提供に当たっては、必要に応じて起案、報告等の事務処理を行うものとする。

(適用除外)

第8条 情報又は保有個人情報の提供について、法令等に別段の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第7号)

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。

平成28年度
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
Tel 048-963-9136（直通）
編集 越谷市総務部総務課

平成29年8月

